

質問の件名及び質問の要旨（質問時間）	答弁を求める者
<p>1 放射性廃棄物と除染土の適正処理について（40分）</p> <p>平成28年6月、環境省から「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方」が示され、再び市民は不安を感じています。</p> <p>東京電力福島第一原子力発電所の事故から6年経ちましたが、大気中に放出された放射性物質により汚染された環境は、元に戻ったわけではありません。</p> <p>平成23年8月30日に公布された、いわゆる放射性物質汚染対処特措法によれば、1キログラム当たり8,000ベクレルを超え、環境大臣が指定したものは、指定廃棄物として処理することになっています。</p> <p>環境省は、東北から関東にかけての12都道府県の指定廃棄物の数量を公開していますが、埼玉県は指定廃棄物の申請をしていないため、実際の情報を知ることはできません。</p> <p>新聞報道から8,000ベクレルを超える下水汚泥の焼却灰が保管されているのを知り、埼玉県の下水道局に問い合わせたところ、5か所の水循環センターで1,400t余りを保管していることがわかりました。</p> <p>坂戸、鶴ヶ島下水道組合が公表している、下水汚泥からの放射性物質の測定結果によれば、ヨウ素が微量、セシウムは不検出となっています。</p> <p>また、鶴ヶ島市では、除染土を市役所敷地内に保管しています。</p> <p>いずれも市民にとって不安な放射性物質の汚染の問題です。当市の見解をうかがいます。</p> <p>(1) 鶴ヶ島市の除染土の現状と今後の処理について</p> <p>ア 除染土の数量と放射線量の数値は。</p> <p>イ 保管方法と今後の処理は。</p> <p>(2) 北坂戸・石井水処理センターの放射性廃棄物について</p> <p>ア 汚泥焼却灰の数量と放射性物質の数値は。</p> <p>イ 汚泥焼却灰の処理は。</p> <p>(3) 除染土の公共事業再利用の可能性について</p>	市長

質問の件名及び質問の要旨（質問時間）	答弁を求める者
<p>2 就学援助の柔軟な対応を（20分）</p> <p>子どもの貧困が、身近な地域の課題として注目されるようになっていきます。</p> <p>平成26年8月29日に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」によれば、国として就学援助の実施状況等を定期的に調査、公表し、就学援助ポータルサイトの整備を進めるなどで、各市町村における就学援助の活用・充実を図るとしています。</p> <p>平成27年10月に文部科学省は、平成25年度就学援助実施状況等調査の結果等を公表しました。</p> <p>平成7年度から平成25年度の要保護及び準要保護児童生徒数の推移をみると、766,173人から倍近い1,514,515人、公立学校児童生徒数の15.42%にもなっています。</p> <p>また、制度の周知方法や準要保護者の認定基準など、自治体によって異なっているのがわかります。特に制度の周知方法について、平成26年度実施状況では、10項目のうち、鶴ヶ島市はウェブサイト等の3項目の実施で、これは、他市に比べて少ないように思えます。</p> <p>昨年6月議会の一般質問で、いち早い子ども食堂の取組をうかがい、子どもの貧困に対する市の関心の高さを感じましたが、就学援助制度の周知に関してはどうなのでしょう。</p> <p>学校のお知らせや書類に目を通す時間のない保護者も多いと聞いています。現状で、援助の必要な家庭に制度が届いているのでしょうか。</p> <p>就学援助の現状と課題について市の考えをうかがいます。</p> <p>(1) 就学援助制度の周知方法について (2) 対象とする家庭の収入の基準について (3) 補助対象品目について ア 学年別での運用は。 イ 医療費の対象の範囲は。 (4) 支給時期について (5) 生活扶助基準の見直しに伴う就学援助制度への影響について</p>	<p>市長 教育委員会教育長</p>